

平成25年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 183 回国会(常会)提出

平成25年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

平成25年度地方団体の
歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
(二) 歳入の概要	8
1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	23
3 地 方 特 例 交 付 金	23
4 地 方 交 付 税	24
5 国 庫 支 出 金	25
6 地 方 債	26
7 使用料及び手数料	29
8 雑 収 入	29
9 全国防災事業一般財源充当分	29
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	30
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	30
(二) 歳出の概要	33
1 給 与 関 係 経 費	33
2 一 般 行 政 経 費	35
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費	38
4 公 債 費	38
5 維 持 補 修 費	38
6 投 資 的 経 費	39
7 給与の臨時特例対応分	44
8 公 営 企 業 繰 出 金	44
9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	45
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	45

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）	51
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	51
(二) 歳入の概要	51
1 震災復興特別交付税	51
2 国庫支出金	52
3 地方債	53
4 雑収入	54
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）	55
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	55
(二) 歳出の概要	57
1 給与関係経費	57
2 一般行政経費	57
3 公債費	58
4 投資的経費	58
5 公営企業繰出金	59
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	59
(全国防災事業)	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）	63
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	63
(二) 歳入の概要	63
1 地方税	63
2 一般財源充当分	64
3 国庫支出金	64
4 地方債	64
5 雑収入	65
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）	66
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	66
(二) 歳出の概要	67
1 公債費	67
2 投資的経費	67
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	69

策 定 方 針

平成 25 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、給与関係経費について国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うことと併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 24 年度地方財政計画と同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 25 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、平成 25 年度税制改正では、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置や金融所得課税の一体化等の措置を講じるとともに、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充、東日本大震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講じることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

① 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発、別枠加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により対処することとした残余については、平成 23 年度に講じた平成 25 年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② これに基づき、平成 25 年度の財源不足見込額 13 兆 2,808 億円については、次により補填する。

ア. 地方交付税については、国の一般会計加算により 5 兆 4,176 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 2,150 億円、同条第 3 項の加算額 5,581 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)に定める平成 25 年度における「乖離是正分加算額」500 億円、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算額 9,900 億円及び臨時財政対策特例加算額 3 兆 6,045 億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金 2,000 億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 6,500 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 6 兆 2,132 億円発行する。

ウ. 建設地方債（財源対策債）を 8,000 億円増発する。

③ 上記の結果、平成 25 年度の地方交付税については、17 兆 624 億円（前年度比 3,921 億円、2.2%減）を確保する。

④ 交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第 4 条第 1 項に基づき、1,000 億円の償還を実施する。

⑤ なお、平成 4 年度までの国庫補助負担率の引下げ措置（投資的経費）に伴い一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた額等 172 億円については、法律の定めるところにより平成 31 年度以降の地方交付税の総額に加算する。

(3) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講

じ、また、地方団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、13兆3,708億円（普通会計分11兆1,517億円、公営企業会計等分2兆2,191億円）とする。

(4) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

① 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年1月24日閣議決定）において、「平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」こととされたことを踏まえ、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした給与関係経費の削減を行う。

これに併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、給与削減額に見合った事業費を計上することとし、通常収支分において特別枠「給与の臨時特例対応分」を創設し、緊急防災・減災事業費（4,550億円）及び地域の元気づくり事業費（3,000億円）を合算した7,550億円を計上するとともに、東日本大震災分（全国防災事業）の投資的経費（直轄・補助）の地方負担分として973億円を計上する。

② 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費や平成24年度までの緊急防災・減災事業の地方負担分の取扱いを勘案しつつ、前年度に比し3.1%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

③ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

④ 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

⑤ 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(5) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、6,198億円を確保する。

ア. 直轄・補助事業に係る地方負担分 4,083 億円

イ. 地方単独事業分 1,220 億円

ウ. 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分 895 億円

② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、2,197億円（普通会計分233億円、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債280億円、公営企業会計等分1,684億円）とする。

③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 2兆3,347億円を計上する。

(2) 全国防災事業

① 地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として123億円を計上するとともに、一般財源充当分として130億円を計上する。

② 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における全国防災事業の規模は、973億円とする。

③ 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費2,031億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は81兆9,154億円であり、前年度に比し、507億円増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	地方税	340,175	336,569	3,606	1.1
II	地方譲与税	23,470	22,615	855	3.8
	1 地方揮発油譲与税	2,756	2,803	△ 47	△ 1.7
	2 石油ガス譲与税	110	113	△ 3	△ 2.7
	3 自動車重量譲与税	2,696	2,884	△ 188	△ 6.5
	4 航空機燃料譲与税	140	127	13	10.2
	5 特別とん譲与税	125	124	1	0.8
	6 地方法人特別譲与税	17,643	16,564	1,079	6.5
III	地方特例交付金	1,255	1,275	△ 20	△ 1.6
IV	地方交付税	170,624	174,545	△ 3,921	△ 2.2
V	国庫支出金	118,503	117,604	899	0.8
	1 義務教育職員給与費負担金	14,879	15,575	△ 696	△ 4.5
	2 その他普通補助負担金等	76,183	74,315	1,868	2.5
	(ア) 生活保護費負担金	28,595	28,299	296	1.0
	(イ) 児童保護費等負担金	5,882	5,474	408	7.5
	(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	10,699	9,767	932	9.5
	(エ) 子どものための金銭の給付交付金	14,311	14,585	△ 274	△ 1.9
	(オ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	3,894	3,906	△ 12	△ 0.3
	(カ) その他の補助負担金等	12,802	12,284	518	4.2
	3 公共事業費補助負担金	24,745	24,984	△ 239	△ 1.0
	(ア) 普通建設事業費補助負担金	24,361	24,565	△ 204	△ 0.8
	(イ) 災害復旧事業費補助負担金	384	419	△ 35	△ 8.4
	4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	275	267	8	3.0
	5 施設等所在市町村調整交付金	70	68	2	2.9
	6 交通安全対策特別交付金	706	715	△ 9	△ 1.3
	7 電源立地地域対策等交付金	1,290	1,319	△ 29	△ 2.2
	8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	299	305	△ 6	△ 2.0
	9 石油貯蔵施設立地対策等交付金	56	56	0	0.0
VI	地方債	111,517	111,654	△ 137	△ 0.1
VII	使用料及び手数料	13,888	14,037	△ 149	△ 1.1
VIII	雑収入	39,852	40,444	△ 592	△ 1.5
IX	全国防災事業一般財源充当分	△ 130	△ 96	△ 34	35.4
	歳入合計	819,154	818,647	507	0.1

(注) 全国防災事業一般財源充当分の平成24年度の額は、平成24年度地方財政計画に計上された「緊急防災・減災事業一般財源充当分」の額である。

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	平成25年度		平成24年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	340,175	41.5	336,569	41.1
2 地 方 譲 与 税	23,470	2.9	22,615	2.8
3 地 方 特 例 交 付 金	1,255	0.2	1,275	0.2
4 地 方 交 付 税	170,624	20.8	174,545	21.3
5 国 庫 支 出 金	118,503	14.5	117,604	14.4
6 地 方 債	111,517	13.6	111,654	13.6
7 使 用 料 及 び 手 数 料	13,888	1.7	14,037	1.7
8 雑 収 入	39,852	4.8	40,444	4.9
歳 入 合 計	819,284	100.0	818,743	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税13兆8,952億円、市町村税20兆1,223億円、合わせて34兆175億円（地方法人特別譲与税1兆7,643億円を加えた場合は35兆7,818億円）である。

前年度に比し、道府県税は473億円（0.3%）増加、市町村税は3,133億円（1.6%）増加、合わせて3,606億円（1.1%）増加（地方法人特別譲与税1兆7,643億円を加えた場合は、4,685億円（1.3%）増加）している。地方税の税目別収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成24年度当初見込額 (A)	平成25年度				比 較	
		現行法による見込額	現行法による収入見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による収入見込額 (B)+(C) (D)	平成24年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	54,520	55,607	55,118	△ 14	55,104	584	101.1
ア 個人均等割	594	598	595	—	595	1	100.2
イ 所得割	45,106	45,939	45,623	—	45,623	517	101.1
ウ 法人均等割	1,360	1,347	1,341	—	1,341	△ 19	98.6
エ 法人税割	5,415	5,637	5,473	△ 14	5,459	44	100.8
オ 利子割	1,246	1,180	1,180	—	1,180	△ 66	94.7
カ 配当割	602	769	769	—	769	167	127.7
キ 株式等譲渡所得割	197	137	137	—	137	△ 60	69.5

税 目	平成24年 度当初見 込額 (A)	平成25年度					比較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	平成24年 度当初見 込額に対 する増減 収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
		(B)	(C)	(B)+(C) (D)	(D)-(A)			
2 事業税	24,527	25,167	25,142	△ 33	25,109	582	102.4	
ア 個人	1,629	1,686	1,678	—	1,678	49	103.0	
イ 法人	22,898	23,481	23,464	△ 33	23,431	533	102.3	
3 地方消費税	26,466	26,650	26,650	—	26,650	184	100.7	
ア 譲渡割	19,356	19,280	19,280	—	19,280	△ 76	99.6	
イ 貨物割	7,110	7,370	7,370	—	7,370	260	103.7	
4 不動産取得税	3,265	3,326	3,304	—	3,304	39	101.2	
5 道府県たばこ税	2,692	1,710	1,710	—	1,710	△ 982	63.5	
6 ゴルフ場利用税	477	486	486	—	486	9	101.9	
7 自動車取得税	2,068	1,901	1,901	△ 1	1,900	△ 168	91.9	
8 軽油引取税	8,902	9,243	9,233	—	9,233	331	103.7	
9 自動車税	15,677	15,557	15,497	—	15,497	△ 180	98.9	
10 鉱区税	4	4	4	—	4	0	100.0	
11 固定資産税(特例分等)	20	18	18	—	18	△ 2	90.0	
道府県普通税計	138,618	139,669	139,063	△ 48	139,015	397	100.3	
II 目的税								
1 狩猟税	17	17	16	—	16	△ 1	94.1	
道府県目的税計	17	17	16	—	16	△ 1	94.1	
III 道府県税小計	138,635	139,686	139,079	△ 48	139,031	396	100.3	
IV 東日本大震災による減免等	△ 156	△ 79	△ 79	—	△ 79	77	—	
V 道府県税計	138,479	139,607	139,000	△ 48	138,952	473	100.3	
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	87,302	88,604	88,054	△ 33	88,021	719	100.8	
ア 個人均等割	1,781	1,793	1,782	—	1,782	1	100.1	
イ 所得割	67,661	68,919	68,403	—	68,403	742	101.1	
ウ 法人均等割	4,002	3,926	3,915	—	3,915	△ 87	97.8	
エ 法人税割	13,858	13,966	13,954	△ 33	13,921	63	100.5	
2 固定資産税	85,554	86,724	85,953	15	85,968	414	100.5	
ア 土地	33,677	33,829	33,537	5	33,542	△ 135	99.6	
イ 家屋	35,278	36,363	36,023	9	36,032	754	102.1	
ウ 償却資産	15,680	15,622	15,483	1	15,484	△ 196	98.8	
エ 交付金	919	910	910	—	910	△ 9	99.0	

税目	平成24年度当初見込額 (A)	平成25年度				比較		
		現行法による見込額	現行法による見込額	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による見込額 (B)+(C) (D)	平成24年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
3 軽自動車税	1,810	1,880	1,852	—	1,852	42	102.3	
4 市町村たばこ税	8,267	9,738	9,738	—	9,738	1,471	117.8	
5 鉱産税	18	18	18	—	18	0	100.0	
6 特別土地保有税	20	—	13	—	13	△ 7	65.0	
市町村普通税計	182,971	186,964	185,628	△	18	185,610	2,639	101.4
II 目的税								
1 入湯税	208	223	220	—	220	12	105.8	
2 事業所税	3,479	3,565	3,543	△	1	3,542	63	101.8
3 都市計画税	11,851	12,052	11,986		2	11,988	137	101.2
4 水利地益税等	0	0	0	—	0	0	—	
市町村目的税計	15,538	15,840	15,749		1	15,750	212	101.4
III 市町村税小計	198,509	202,804	201,377	△	17	201,360	2,851	101.4
IV 東日本大震災による減免等	△ 419	△ 137	△ 137	—	△ 137	282	—	
V 市町村税計	198,090	202,667	201,240	△	17	201,223	3,133	101.6

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	平成24年度当初見込額 (A)	平成25年度				比較	
		現行法による見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による見込額 (B)+(C) (D)	平成24年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
道府県税	121,202	121,761	△ 47	121,714	512	100.4	
市町村税	215,367	218,479	△ 18	218,461	3,094	101.4	
合計	336,569	340,240	△ 65	340,175	3,606	101.1	

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は34兆298億円（地方法人特別譲与税1兆7,643億円を加えた場合は35兆7,941億円）である。

附 表 平成25年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
1 自動車取得税	△ 1		△ 1
先進安全自動車 (ASV) に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 1		△ 1
2 固定資産税		15	15
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		15	15
3 事業所税		△ 1	△ 1
木材取引市場又は製材等の加工業者若しくは木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置の拡充		△ 1	△ 1
4 都市計画税		2	2
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		2	2
合 計	△ 1	16	15
国の税制改正に伴うもの	△ 47	△ 33	△ 80
個人住民税			
法人住民税	△ 14	△ 33	△ 47
法人事業税	△ 33		△ 33
再 計	△ 48	△ 17	△ 65

地方譲与税

地方法人特別譲与税	△ 30		△ 30
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	△ 78	△ 17	△ 95

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	個 人	個 人		
		1 均等割 (平成25年度課税見込人員59,352千人)	1 均等割 標準税率 年額1,000円		
府	府	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成25年度課税標準見込額1,175,338 億円)	2 所得割 (イ)		
		(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得、土地建物等の譲渡 に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所 得等及び先物取引に係る雑所得等につ いては、他の所得と区分した上場株式 等に係る課税配当所得の金額、課税 長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得 金額、株式等に係る課税譲渡所得等 の金額又は先物取引に係る課税雑所得 等の金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)・申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得の金額 100分の1.2(H25.12.31まで) 100分の2(H26.1.1から)</p> <p>・課税長期譲渡所得金額 100分の2</p> <p>ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適用 を受けるものを除く。)に係るも のである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金 額から6,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額</p> <p>・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6</p> <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の2</p> <p>・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の2</p> <p>ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡 所得等の場合 100分の1.2(H25.12.31まで) 100分の2(H26.1.1から)</p> <p>・先物取引に係る課税雑所得等の金 額 100分の2</p>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の4				
道	通	県	民		
府	税	税	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 普 民 税	通	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額 3 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （平成25年度課税標準見込額23,267億円） 4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （平成25年度課税標準見込額4,567億円） 法人 1 均等割 （平成25年度納税義務者見込数2,946千人） 2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額 利子等に係る分離課税分（利子割） （平成25年度課税標準見込額23,600億円）	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4 3 配当割 一定税率 100分の3（H25.12.31まで） 100分の5（H26.1.1から） 4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の3（H25.12.31まで） 100分の5（H26.1.1から） 法人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 (ロ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円 2 法人税割 標準税率 100分の5 制限税率 100分の6 一定税率 100分の5
		法人 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）並びに所得 (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等所得	法人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値割 100分の0.48 資本割 100分の0.2 所得割 年400万円以下 100分の1.5 年400万円超800万円以下 100分の2.2 年800万円超 100分の2.9 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の2.9 (2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超 100分の3.6 〔ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3〕 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金1,000万円以上の法人の所得 100分の3.6 〔ただし、大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の4.3〕
道 府 県 普 民 税	業 税		
道 府 県 普 民 税	業 税		
道 府 県 普 民 税	業 税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通	事 業	<p>② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の2.7 年400万円超800万円以下 100分の4.0 年800万円超 100分の5.3 ただし、3以上の道府県に事務所 等を有する法人で資本金1,000万円 以上の法人の所得 100分の5.3</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入金額</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業及び保険業 を行う法人 収入割 100分の0.7 制限税率 標準税率の1.2倍</p>
		税	<p>個 人 所 得 (事業主控除及び事業専従者控除後 の所得)</p> <p>事業主控除 年290万円</p> <p>個 人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く.) を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ 又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その 他の医業に類する事業及び装蹄師業を 行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍</p>
	地方消費税	<p>1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額か ら仕入れ等に係る消費税額等を控除し た後の消費税額</p> <p>2 貨物割 課税貨物に係る消費税額</p>	<p>1 譲渡割 一定税率 100分の25</p> <p>2 貨物割 一定税率 100分の25</p>
税	不動産取得税	<p>取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18 年1月1日から平成27年3月31日までの 間に行われた場合においては課税標準を 価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅につい ては、1戸につき1,200万円を価格から控除 する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅につい ては、1戸につき、新築の時期により100万 円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、 150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の 土地の価格のいずれか大きい額に税率を 乗じた額を減額する。</p>	<p>標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成27 年3月31日までの間に行われた住宅及び 土地の取得については100分の3</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 普 通 県 税	道 府 県 た ば こ 税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円
	ゴ リ ル 用 場 税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
	自 取 得 車 税	自動車の取得価額	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の3 上記以外の自動車 100分の5
	軽 引 取 油 税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
	自 動 車 税	自動車の台数	標準税率 1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 9,500円 2 リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3 リットル以下 15,700円 3 リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4 リットル以下 20,500円 4 リットル超 4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超 6 リットル以下 27,200円 6 リットル超 40,700円 自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 29,500円 1 リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 39,500円 2 リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3 リットル以下 51,000円 3 リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4 リットル以下 66,500円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	4 リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6 リットル以下 88,000円 6 リットル超 111,000円
			2
府	通	動	自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。) 最大積載量 税額(年額) 1 トン以下 8,000円 1 トン超 2 トン以下 11,500円 2 トン超 3 トン以下 16,000円 3 トン超 4 トン以下 20,500円 4 トン超 5 トン以下 25,500円 5 トン超 6 トン以下 30,000円 6 トン超 7 トン以下 35,000円 7 トン超 8 トン以下 40,500円 8 トン超 40,500円 に8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額
			けん引自動車 営業用 小型自動車 年額 7,500円 普通自動車 年額15,100円 自家用 小型自動車 年額10,200円 普通自動車 年額20,600円
県	税	車	被けん引自動車 営業用 小型自動車 年額3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 年額7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額(年額)
			自家用 小型自動車 年額5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額(年額)
税	税	税	税

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 車 税	自 動 車	※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 4,700円 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 8,000円 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 6,300円 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 10,000円 3 バス(三輪の小型自動車を除く。) 営業用 一般乗合用(路線定期運行の用に供するもの) 乗車定員 税額(年額) 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額(年額) 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額(年額) 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			鉾区の面積、砂鉾区の延長又は面積 一定税率 1 砂鉾を目的としない鉾業権の鉾区 試掘鉾区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉾区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉾業権の鉾区にあっては、上記の3分の2の税率とする。

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	鉱 区 税	2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
		固定資産税 (特例分等)	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課 することができる固定資産税の課税標準と なるべき金額を超える部分の金額
	狩 猟 的 税	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者で、道府県民税の所得割額を 納付することを要しないもののうち、一 定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者で、4に掲げる者以 外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟 者の登録を受ける者で、道府県民税の所 得割額を納付することを要しないもの のうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録 を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のい ずれかに該当する場合は1から5の税 率に次に定める割合を乗じた税率とす る ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登 録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者 が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区 以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3 7 平成20年4月1日から平成28年3月 31日までの間に受ける狩猟者の登録で 次のいずれかに該当する場合における 税率は、1から5の税率に2分の1を乗 じた税率とする ① 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登 録 ② ①の狩猟者の登録を受けていた者 が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合 において、その者が①の登録に係る 狩猟免許と同一の種類の狩猟免許に ついて①の登録の有効期間の範囲内 の期間を有効期間とする狩猟者の登 録を受けるときにおける狩猟者の登 録

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率							
市 普 町 町 通 村 民 税	市 普 町 町 通 村 民 税	個 人 1 均等割 (平成25年度課税見込人員59,352千人) 2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成25年度課税標準見込額1,175,352 億円) (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得、土地建物等の譲渡 に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所 得等及び先物取引に係る雑所得等につ いては、他の所得と区分した上場株 式等に係る課税配当所得の金額、課税 長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得 金額、株式等に係る課税譲渡所得等 の金額又は先物取引に係る課税雑所得 等の金額	個 人 1 均等割 標準税率 年額 3,000円 2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="965 392 1380 515"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の6</td> </tr> </tbody> </table> (ロ)・申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得の金額 100分の1.8(H25.12.31まで) 100分の3(H26.1.1から) ・課税長期譲渡所得金額 100分の3 <table border="1" data-bbox="997 862 1380 1601"> <tr> <td>ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適 用を受けるものを除く。)に係る ものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除し た金額の100分の3に相当す る金額との合計額</td> </tr> </table> ・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 <table border="1" data-bbox="997 1624 1380 1736"> <tr> <td>ただし、 国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の3</td> </tr> </table> ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の3 <table border="1" data-bbox="997 1803 1380 1948"> <tr> <td>ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡 所得等の場合 100分の1.8(H25.12.31まで) 100分の3(H26.1.1から)</td> </tr> </table> ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3		標準税率	課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の6	ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適 用を受けるものを除く。)に係る ものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除し た金額の100分の3に相当す る金額との合計額	ただし、 国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の3	ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡 所得等の場合 100分の1.8(H25.12.31まで) 100分の3(H26.1.1から)
			標準税率							
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の6									
ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適 用を受けるものを除く。)に係る ものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除し た金額の100分の3に相当す る金額との合計額										
ただし、 国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の3										
ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡 所得等の場合 100分の1.8(H25.12.31まで) 100分の3(H26.1.1から)										
		(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区 分した退職所得の金額 100分の6								

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率	
市 普 通 村 民 税	市 町 村	市 町 村 民 税	法 人	法 人	
			1 均等割 (平成25年度納税義務者見込数3,420千人)	1 均等割 標準税率	
				(イ) 資本金等の額 が1千万円以下 であつて、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人	年額 50,000円
				(ロ) 資本金等の額 が1千万円以下 であつて、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人	年額 120,000円
				(ハ) 資本金等の額 が1千万円を超 え1億円以下で あつて、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が 50人以下の法人	年額 130,000円
				(ニ) 資本金等の額が 1千万円を超え1 億円以下であつ て、かつ、市町村 内の事務所等の従 業者数が50人を超 える法人	年額 150,000円
				(ホ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ つて、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下の法人	年額 160,000円
	(ヘ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ つて、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人	年額 400,000円			
	(ト) 資本金等の額 が10億円を超え、 かつ、市町村内の 事務所等の従業 者数が50人以下 である法人	年額 410,000円			
	(チ) 資本金等の額 が10億円を超え 50億円以下であ つて、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人	年額 1,750,000円			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 普 通 村	市町村民税	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	(リ) 資本金等の額が 50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が 50人を超える法人 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の12.3 制限税率 100分の14.7
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。土地及び家屋については、3年ごとに評価替え) 標準税率 100分の1.4
	交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの) 一定率 100分の1.4	
	軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(側車付二輪自動車を含む。)の台数 標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(=)に掲げるものを除く。 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの 年額2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額5,500円 自家用 年額7,200円 貨物用 営業用 年額3,000円 自家用 年額4,000円 3 二輪の小型自動車 年額4,000円 制限税率 標準税率の1.5倍	
	市たばこ村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき3,495円	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普 通 税	鉱物の価格	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
	特 別 有 地 税	※平成15年度以降当分の間課税停止	※平成15年度以降当分の間課税停止
町	入 湯 税	入湯日数	標準とする税率 1人1日につき150円
村	目 的 的 税	事 業 所 税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額
		都 計 画 市 税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格
	水 地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	共 施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅 開 発 地 税	宅地の面積	条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆3,470億円であり、前年度に比し、855億円（3.8%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)							
	平成24年度 当初見込額	平成 25 年 度			比 較			$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる収入 見込額 (A)	税制改正 による増 減収見込 額 (B)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (C)	平成24年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A) (D)			
1 地方揮発油譲与税	2,803	2,756	—	2,756	△	47	98.3	
2 石油ガス譲与税	113	110	—	110	△	3	97.3	
3 自動車重量譲与税	2,884	2,696	—	2,696	△	188	93.5	
4 航空機燃料譲与税	127	140	—	140		13	110.2	
5 特別とん譲与税	124	125	—	125		1	100.8	
6 地方法人特別譲与税	16,564	17,673	△ 30	17,643		1,079	106.5	
合 計	22,615	23,500	△ 30	23,470		855	103.8	

(注) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は1,255億円であり、前年度に比し、20億円（1.6%）減少している。

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な額を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、17兆624億円であり、前年度に比し、3,921億円（2.2%）減少している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

（単位 百万円）

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度			増 減 額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)
所 得 税(a)	13,898,000	13,491,000	110,000	13,601,000	407,000	297,000
酒 税(b)	1,347,000	1,340,000	—	1,340,000	7,000	7,000
小計(a)+(b)(c)	15,245,000	14,831,000	110,000	14,941,000	414,000	304,000
法 人 税(d)	8,714,000	8,808,000	184,000	8,992,000	△ 94,000	△ 278,000
消 費 税(e)	10,649,000	10,423,000	△ 107,000	10,316,000	226,000	333,000
た ば こ 税(f)	991,000	945,000	—	945,000	46,000	46,000
地 方 交 付 税(g)	16,267,153	16,466,544	290,640	16,757,183	△ 199,391	△ 490,031
(1) (c)×32%	4,878,400	4,745,920	35,200	4,781,120	132,480	97,280
(2) (d)×34%	2,962,760	2,994,720	62,560	3,057,280	△ 31,960	△ 94,520
(3) (e)×29.5%	3,141,455	3,074,785	△ 31,565	3,043,220	66,670	98,235
(4) (f)×25%	247,750	236,250	—	236,250	11,500	11,500
(5) 精算分等	△ 380,844	△ 446,424	224,396	△ 222,028	65,580	△ 158,816
(6) 法定加算等	823,100	975,185	—	975,185	△ 152,085	△ 152,085
(7) 地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算	990,000	1,050,000	—	1,050,000	△ 60,000	△ 60,000
(8) 臨時財政対策特例加算額	3,604,532	3,836,108	—	3,836,108	△ 231,576	△ 231,576
(9) 特例加算額	—	—	49	49	—	△ 49
返 還 金(h)	—	—	—	—	—	—
特別会計借入金償還(i)	△ 100,000	△ 100,000	—	△ 100,000	—	—
借入金等利子充当分(j)	△ 174,600	△ 242,800	—	△ 242,800	68,200	68,200
剰余金の活用(k)	200,000	520,000	—	520,000	△ 320,000	△ 320,000
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用(1)	650,000	350,000	—	350,000	300,000	300,000
前年度からの繰越金(m)	219,893	460,800	—	460,800	△ 240,907	△ 240,907
翌年度への繰越金(n)	—	—	△ 219,893	△ 219,893	—	219,893
合 計(g)～(n)	17,062,446	17,454,544	70,747	17,525,290	△ 392,098	△ 462,844

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、11兆8,503億円であり、前年度に比し、899億円(0.8%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

		(単位 百万円)		
区	分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1	普通補助負担金等	9,106,259	8,988,935	117,324
	(1) 義務教育職員給与費負担金	1,487,872	1,557,528	△ 69,656
	(2) その他普通補助負担金等	7,618,387	7,431,407	186,980
	(ア) 生活保護費負担金	2,859,486	2,829,851	29,635
	(イ) 児童保護費等負担金	588,224	547,438	40,786
	(ウ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,069,917	976,693	93,224
	(エ) 子どものための金銭の給付交付金	1,431,099	1,458,515	△ 27,416
	(オ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	389,427	390,560	△ 1,133
	(カ) その他の補助負担金等	1,280,234	1,228,350	51,884
2	公共事業費補助負担金	2,474,467	2,498,401	△ 23,934
	(1) 普通建設事業費補助負担金	2,436,085	2,456,517	△ 20,432
	(2) 災害復旧事業費補助負担金	38,382	41,884	△ 3,502
3	国有提供施設等所在市町村助成交付金	27,540	26,740	800
4	施設等所在市町村調整交付金	7,000	6,800	200
5	交通安全対策特別交付金	70,627	71,524	△ 897
6	電源立地地域対策等交付金	128,936	131,945	△ 3,009
7	特定防衛施設周辺整備調整交付金	29,884	30,460	△ 576
8	石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,625	5,624	1
	合 計	11,850,338	11,760,429	89,909

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、11兆1,517億円であり、前年度に比し、137億円(0.1%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	般 会 計 債	46,361	45,286	1,075
1	公 共 事 業 等	16,895	18,630	△ 1,735
2	公 営 住 宅 建 設 事 業	1,162	1,174	△ 12
3	災 害 復 旧 事 業	435	290	145
4	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,763	3,821	△ 58
	(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,285	1,308	△ 23
	(2) 社 会 福 祉 施 設	295	201	94
	(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	947	964	△ 17
	(4) 一 般 補 助 施 設 等	686	748	△ 62
	(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	550	600	△ 50
5	一 般 単 独 事 業	18,634	15,447	3,187
	(1) 一 般	4,252	4,390	△ 138
	(2) 地 域 活 性 化	400	471	△ 71
	(3) 防 災 対 策	922	951	△ 29
	(4) 地 方 道 路 等	2,310	2,385	△ 75
	(5) 旧 合 併 特 例	6,200	7,250	△ 1,050
	(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	4,550	—	4,550
6	辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,115	2,952	163
	(1) 辺 地 対 策	394	381	13
	(2) 過 疎 対 策	2,721	2,571	150
7	公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	457	472	△ 15
8	行 政 改 革 推 進	1,800	2,400	△ 600
9	調 整	100	100	0
	公 営 企 業 債	1,324	1,335	△ 11
1	水 道 事 業 (上 水 道 分)	236	245	△ 9
2	交 通 事 業	472	725	△ 253
3	電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	2	3	△ 1
4	病 院 事 業 ・ 介 護 サービス 事 業	614	362	252
	臨 時 財 政 対 策 債	62,132	61,333	799
	退 職 手 当 債	1,700	3,700	△ 2,000
	合 計	111,517	111,654	△ 137

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成25年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

**参考表 平成25年度地方債計画
(通常収支分)**

		(単位 億円)		
区	分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一 一般会計債				
1	公共事業等	16,895	18,630	△ 1,735
2	公営住宅建設事業	1,162	1,174	△ 12
3	災害復旧事業	435	290	145
4	教育・福祉施設等整備事業	3,763	3,821	△ 58
	(1) 学校教育施設等	1,285	1,308	△ 23
	(2) 社会福祉施設	295	201	94
	(3) 一般廃棄物処理	947	964	△ 17
	(4) 一般補助施設等	686	748	△ 62
	(5) 施設(一般財源化分)	550	600	△ 50
5	一般単独事業	18,634	15,447	3,187
	(1) 一般	4,252	4,390	△ 138
	(2) 地域活性化	400	471	△ 71
	(3) 防災対策	922	951	△ 29
	(4) 地方道路等	2,310	2,385	△ 75
	(5) 旧合併特例	6,200	7,250	△ 1,050
	(6) 緊急防災・減災	4,550	—	4,550
6	辺地及び過疎対策事業	3,460	3,297	163
	(1) 辺地対策	410	397	13
	(2) 過疎対策	3,050	2,900	150
7	公共用地先行取得等事業	457	472	△ 15
8	行政改革推進	1,800	2,400	△ 600
9	調整	100	100	0
	計	46,706	45,631	1,075
二 公営企業債				
1	水道事業	3,634	3,636	△ 2
2	工業用水道事業	250	276	△ 26
3	交通事業	1,902	2,356	△ 454
4	電気事業・ガス事業	195	70	125
5	港湾整備事業	506	618	△ 112
6	病院事業・介護サービス事業	3,432	3,374	58
7	市場事業・と畜場事業	329	759	△ 430
8	地域開発事業	1,055	1,304	△ 249
9	下水道事業	11,774	11,908	△ 134
10	観光その他事業	93	131	△ 38
	計	23,170	24,432	△ 1,262
	合 計	69,876	70,063	△ 187

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
三 公 営 企 業 借 換 債	—	300	△ 300
四 臨 時 財 政 対 策 債	62,132	61,333	799
五 退 職 手 当 債	1,700	3,700	△ 2,000
六 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(689)	(1,195)	(△ 506)
総 計	(689)	(1,195)	(△ 506)
133,708	133,708	135,396	△ 1,688
内訳 { 普 通 会 計 分	111,517	111,654	△ 137
{ 公 営 企 業 会 計 等 分	22,191	23,742	△ 1,551
資 金 区 分			
公 的 資 金	55,360	55,705	△ 345
財 政 融 資 資 金	35,759	36,188	△ 429
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	19,601	19,517	84
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(689)	(1,195)	(△ 506)
民 間 等 資 金	78,348	79,691	△ 1,343
市 場 公 募	44,400	44,400	0
銀 行 等 引 受	33,948	35,291	△ 1,343

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額16億円を減額計上して、前年度に比し、149億円の減少を見込み、1兆3,888億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、592億円の減少を見込み、3兆9,852億円を計上している。

9 全国防災事業一般財源充当分

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、全国防災事業一般財源充当分△130億円を計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、81兆9,154億円であり、前年度に比し、507億円増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)				
区	分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)	
I	給与関係経費	197,479	209,760	△ 12,281	△ 5.9	
1	給与費(退職手当を除く)	177,691	188,011	△ 10,320	△ 5.5	
	(ア) 義務教育教職員	55,627	58,532	△ 2,905	△ 5.0	
	(イ) 警察関係職員	21,929	23,104	△ 1,175	△ 5.1	
	(ウ) 消防職員	11,561	12,184	△ 623	△ 5.1	
	(エ) 一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	88,574	94,191	△ 5,617	△ 6.0	
2	退職手当	19,587	21,513	△ 1,926	△ 9.0	
3	恩給費	201	236	△ 35	△ 14.8	
II	一般行政経費	318,257	311,406	6,851	2.2	
1	国庫補助負担金等を伴う もの	163,919	158,820	5,099	3.2	
	(ア) 生活保護費	38,126	37,731	395	1.0	
	(イ) 児童保護費	11,764	10,949	815	7.4	
	(ウ) 障害者自立支援給付費	21,398	19,534	1,864	9.5	
	(エ) 後期高齢者医療給付費	22,583	21,309	1,274	6.0	
	(オ) 介護給付費	23,668	22,442	1,226	5.5	
	(カ) 子どものための金銭の給付交付金	20,593	20,730	△ 137	△ 0.7	
	(キ) その他の一般行政経費	25,787	26,125	△ 338	△ 1.3	
2	国庫補助負担金を伴わ ないもの	139,993	138,095	1,898	1.4	
3	国民健康保険・後期高齢 者医療制度関係事業費	14,345	14,491	△ 146	△ 1.0	
III	地域経済基盤強化・雇用等対策費	14,950	14,950	0	0.0	
IV	公債費	131,078	130,790	288	0.2	
V	維持補修費	9,889	9,667	222	2.3	
VI	投資的経費	106,698	108,984	△ 2,286	△ 2.1	
1	直轄事業負担金	5,874	5,876	△ 2	△ 0.0	
2	公共事業費	50,794	51,478	△ 684	△ 1.3	
	(ア) 普通建設事業費	50,271	50,901	△ 630	△ 1.2	
	(イ) 災害復旧事業費 (直轄、補助事業計)	523	577	△ 54	△ 9.4	
		56,668	57,354	△ 686	△ 1.2	

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
3 一 般 事 業 費	32,548	33,222	△ 674	△ 2.0
(7) 普通建設事業費	32,178	32,852	△ 674	△ 2.1
(イ) 災害復旧事業費	370	370	0	0.0
4 特 別 事 業 費	17,482	18,408	△ 926	△ 5.0
(7) 過疎対策事業費	8,450	8,055	395	4.9
(イ) 地域活性化事業費	475	559	△ 84	△ 15.0
(ウ) 旧合併特例事業費	6,602	7,722	△ 1,120	△ 14.5
(エ) 防災対策事業費	1,003	1,034	△ 31	△ 3.0
(オ) 施設整備事業費（一般財源化分）	952	1,038	△ 86	△ 8.3
（地方単独事業計）	50,030	51,630	△ 1,600	△ 3.1
VII 給与の臨時特例対応分	7,550	—	7,550	皆増
1 緊急防災・減災事業費	4,550	—	4,550	皆増
2 地域の元気づくり事業費	3,000	—	3,000	皆増
VIII 公 営 企 業 繰 出 金	25,753	26,590	△ 837	△ 3.1
1 収益勘定繰出金	12,529	13,239	△ 710	△ 5.4
2 資本勘定繰出金	13,224	13,351	△ 127	△ 1.0
IX 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	7,500	6,500	1,000	15.4
歳 出 合 計	819,154	818,647	507	0.1

第10表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給与関係経費	△12,281	△11,576	II 一般行政経費	6,851	4,932
1 給与費 （退職手当を除く）	△10,320	△ 9,616	1 国庫補助負担金等を伴 伴うもの	5,099	3,180
(7) 給与削減措置による 増減	△ 8,359	△ 7,714	(7) 生活保護費	395	99
(イ) 給与改定による増減	△ 250	△ 249	(イ) 児童保護費	815	408
(ウ) 昇給等による増減	△ 196	△ 185	(ウ) 障害者自立支援給付費	1,864	932
(エ) 級別職員構成是正に よる増減	△ 89	△ 89	(エ) 後期高齢者医療給付費	1,274	1,274
(オ) 職員数による増減	△ 926	△ 873	(オ) 介護給付費	1,226	1,226
(カ) 特別職の給与改定等 による増減	△ 81	△ 81	(カ) 子どものための金銭の給付交付金	△ 137	137
(キ) その他	△ 419	△ 425	(キ) その他の一般行政経費	△ 338	△ 896
(a) 共済組合負担金の 改定による増減	△ 788	△ 788	2 国庫補助負担金を伴 わないもの	1,898	1,898
(b) その他	369	363	(7) 一般行政経費	1,898	1,898
2 退職手当	△ 1,926	△ 1,925	(イ) 追加財政需要	0	0
(7) 制度改正による増減	△ 1,655	△ 1,654	3 国民健康保険・後期高 齢者医療制度関係事業費	△ 146	△ 146
(イ) その他	△ 271	△ 271			
3 恩給費	△ 35	△ 35			

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	0	0	(直轄、補助事業計)	△ 686	△ 447
IV 公債費	288	288	3 一般事業費	△ 674	△ 674
V 維持補修費	222	222	(7) 普通建設事業費	△ 674	△ 674
VI 投資的経費	△ 2,286	△ 2,047	(イ) 災害復旧事業費	0	0
1 直轄事業負担金	△ 2	△ 2	4 特別事業費	△ 926	△ 926
(7) 治山治水	59	59	(7) 過疎対策事業費	395	395
(イ) 道路整備	△ 87	△ 87	(イ) 地域活性化事業費	△ 84	△ 84
(ウ) 農業農村整備	25	25	(ウ) 旧合併特例事業費	△ 1,120	△ 1,120
(エ) その他	1	1	(エ) 防災対策事業費	△ 31	△ 31
2 公共事業費	△ 684	△ 445	(オ) 施設整備事業費	△ 86	△ 86
(7) 普通建設事業費	△ 630	△ 426	(一般財源化分)		
(a) 治山治水	△ 105	△ 52	(地方単独事業計)	△ 1,600	△ 1,600
(b) 道路整備	173	60	VII 給与の臨時特例対応分	7,550	7,550
(c) 港湾空港鉄道等	△ 595	△ 572	1 緊急防災・減災事業費	4,550	4,550
(d) 住宅都市環境	17	4	2 地域の元気づくり事業費	3,000	3,000
(e) 生活環境施設整備	△ 25	△ 17	VIII 公営企業繰出金	△ 837	△ 837
(f) 農林水産基盤整備	2,504	1,074	1 収益勘定繰出金	△ 710	△ 710
(g) 社会資本総合整備	9,089	4,863	2 資本勘定繰出金	△ 127	△ 127
(h) 推進費等	△ 307	△ 216	IX 地方交付税の不交付	1,000	1,000
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 157	団体における平均水		
(j) 地域自主戦略交付金	△ 12,618	△ 6,575	準を超える必要経費		
(k) その他	1,237	1,162	歳出増減額の合計	507	△ 468
(イ) 災害復旧事業費	△ 54	△ 19			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成 25 年度		平成 24 年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給与関係経費	197,479	24.1	209,760	25.6
2 一般行政経費	318,257	38.9	311,406	38.0
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費	14,950	1.8	14,950	1.8
4 公債費	131,078	16.0	130,790	16.0
5 維持補修費	9,889	1.2	9,667	1.2
6 投資的経費	106,698	13.0	108,984	13.3
7 給与の臨時特例対応分	7,550	0.9	—	—
8 公営企業繰出金	25,753	3.2	26,590	3.3
9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	7,500	0.9	6,500	0.8
歳出合計	819,154	100.0	818,647	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は19兆7,479億円であり、前年度に比し、1兆2,281億円(5.9%)減少している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、12,843人の純減としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映に加え、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年1月24日閣議決定)において、「平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」こととされたことを踏まえ、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした減等を見込んでいる。

(1) 給与費(退職手当を除く)

給与費(退職手当を除く。以下同じ。)の総額は17兆7,691億円であり、前年度に比し、1兆320億円(5.5%)減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆5,627億円となり、前年度に比し、2,905億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は2兆1,929億円であり、前年度に比し、1,175億円減少している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆1,561億円であり、前年度に比し、623億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は8兆8,574億円であり、前年度に比し、5,617億円減少している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は1兆9,587億円であり、退職給付水準の引下げを内容とする国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、地方公務員についても同様に退職手当の引下げを見込んだこと等により前年度に比し、1,926億円(9.0%)減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は201億円であり、前年度に比し、35億円(14.8%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

職員区分	(単位 人)	
	平成24年度 計画人員	平成25年度 計画人員
1 義務教育教職員	703,953	△ 2,253
(1) 小学校教職員	419,369	△ 2,718
(2) 中学校教職員	242,844	△ 205
(3) 特別支援学校教職員	41,740	670
2 非義務教育教員	237,892	△ 830
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	212,393	△ 518
(2) 大学教員	2,372	△ 190
(3) 幼稚園教員	23,127	△ 122
3 警察官	251,535	545
4 消防職員	158,327	—
5 一般職員	988,275	△ 10,305
(1) 高校事務職員等	33,760	△ 142
(2) 警察事務職員	24,443	△ 86
(3) その他一般職員	926,929	△ 10,070
うち民間委託等推進分		△ 2,483
(4) 補助職員等	3,143	△ 7
合 計	2,339,982	△ 12,843

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、31兆8,257億円であり、前年度に比し、6,851億円（2.2%）増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、16兆3,919億円であり、前年度に比し、5,099億円（3.2%）増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)										
	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A)－(B)				
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計		
(内閣府所管)											
都道府県警察費補助金	30,161	25,856	56,017	30,206	25,723	55,929	△	45	133		88
その他の内閣府計	32,942	5,521	38,463	33,599	4,926	38,525	△	657	595	△	62
内閣府計	63,103	31,377	94,480	63,805	30,649	94,454	△	702	728		26
(総務省所管)											
市町村合併体制整備費補助金	3,081	—	3,081	3,200	—	3,200	△	119	—	△	119
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,896	4,896	9,792	4,897	4,897	9,794	△	1	△	1	△
その他の総務省計	67,445	1,075	68,520	21,071	3,844	24,915	46,374	△	2,769		43,605
総務省計	75,422	5,971	81,393	29,168	8,741	37,909	46,254	△	2,770		43,484
(法務省所管)											
人権啓発活動等委託費等	2,040	—	2,040	3,528	—	3,528	△	1,488	—	△	1,488
(文部科学省所管)											
特別支援教育就学奨励費負担金	5,540	5,540	11,080	5,069	5,069	10,138		471	471		942
幼稚園就園奨励費補助金	23,538	49,218	72,756	21,550	44,918	66,468	1,988		4,300		6,288
私立高等学校等経常費助成費補助金	99,583	—	99,583	97,657	—	97,657	1,926	—			1,926
高等学校等就学支援金交付金	154,919	—	154,919	152,574	—	152,574	2,345	—			2,345
その他の文部科学省計	49,675	50,129	99,804	39,046	36,658	75,704	10,629		13,471		24,100
文部科学省計	333,255	104,887	438,142	315,896	86,645	402,541	17,359		18,242		35,601
(厚生労働省所管)											
保健事業費等補助金	29,683	28,183	57,866	38,609	36,939	75,548	△	8,926	△	8,756	△
結核医療費負担金	3,033	1,186	4,219	3,122	1,218	4,340	△	89	△	32	△
精神保健費等負担金	8,377	4,144	12,521	9,218	4,792	14,010	△	841	△	648	△
生活保護費負担金	2,859,486	953,162	3,812,648	2,829,851	943,284	3,773,135	29,635		9,878		39,513
身体障害者保護費負担金	1,669	1,578	3,247	1,699	1,608	3,307	△	30	△	30	△
障害者自立支援給付費等負担金	1,069,917	1,069,917	2,139,834	976,693	976,693	1,953,386	93,224		93,224		186,448
後期高齢者医療給付費負担金	—	2,258,252	2,258,252	—	2,130,852	2,130,852	—		127,400		127,400
介護給付費負担金	—	2,366,839	2,366,839	—	2,244,208	2,244,208	—		122,631		122,631
在宅福祉事業費補助金	2,913	5,234	8,147	3,012	5,234	8,246	△	99	0	△	99
児童保護費等負担金	588,224	588,224	1,176,448	547,438	547,438	1,094,876	40,786		40,786		81,572
子どものための金銭の給付交付金	1,431,099	628,218	2,059,317	1,458,515	614,481	2,072,996	△	27,416	13,737	△	13,679
児童扶養手当給付費負担金	177,162	354,323	531,485	176,792	353,585	530,377		370	738		1,108
保険基盤安定等負担金	48,652	128,235	176,887	49,734	124,066	173,800	△	1,082	4,169		3,087
職業転換訓練費負担金	1,806	1,806	3,612	1,833	1,833	3,666	△	27	△	27	△
その他の厚生労働省計	502,209	487,839	990,048	519,645	591,369	1,111,014	△	17,436	△	103,530	△
厚生労働省計	6,724,230	8,877,140	15,601,370	6,616,161	8,577,600	15,193,761	108,069		299,540		407,609

区 分	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A) - (B)					
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計			
(農林水産省所管)												
農地保有合理化促進対策費補助金	412	280	692	419	285	704	△	7	△	5	△	12
家畜伝染病予防費負担金	2,308	1,772	4,080	2,308	1,772	4,080	0	0	0	0	0	0
中山間地域等直接支払交付金	28,463	—	28,463	25,917	—	25,917	2,546	—	2,546	—	—	2,546
そ の 他	35,011	3,722	38,733	43,731	3,277	47,008	△	8,720	445	△	8,275	△
農 林 水 産 省 計	66,194	5,774	71,968	72,375	5,334	77,709	△	6,181	440	△	5,741	△
(経済産業省所管)												
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	3,186	3,078	6,264	1,900	1,765	3,665	1,286	1,313	2,599	1,286	1,313	2,599
そ の 他	34,417	2,404	36,821	19,471	1,494	20,965	14,946	910	15,856	14,946	910	15,856
経 済 産 業 省 計	37,603	5,482	43,085	21,371	3,259	24,630	16,232	2,223	18,455	16,232	2,223	18,455
(国土交通省所管)												
地籍調査費負担金	10,391	10,391	20,782	10,391	10,391	20,782	0	0	0	0	0	0
そ の 他	9,778	8,047	17,825	9,821	8,466	18,287	△	43	△	419	△	462
国 土 交 通 省 計	20,169	18,438	38,607	20,212	18,857	39,069	△	43	△	419	△	462
(環境省所管)												
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	41,153	5,930	47,083	29,524	5,940	35,464	11,629	△	10	11,619	△	10
(防衛省所管)												
募集事務地方公共団体委託費等	128	—	128	128	—	128	0	—	0	0	—	0
合 計	7,363,297	9,054,999	16,418,296	7,172,168	8,737,025	15,909,193	191,129	317,974	509,103	191,129	317,974	509,103
補助職員等の組替えによる減	△ 26,438	—	△ 26,438	△ 27,200	—	△ 27,200	762	—	762	762	—	762
再 計	7,336,859	9,054,999	16,391,858	7,144,968	8,737,025	15,881,993	191,891	317,974	509,865	191,891	317,974	509,865

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、13兆9,993億円であり、前年度に比し、1,898億円(1.4%)増加している。なお、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分(震災関連)見合い歳出として895億円を減額計上している。

また、地方団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,358億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,700億円を計上している。

なお、国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の計上額13兆9,993億円のうち、886億円については、住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分等の取扱いとして、以下の国庫補助負担金について一般財源化を実施することとして計上している。

ア 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金522億円

イ 妊婦健康診査臨時特例交付金364億円

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度(保険料軽減分)4,201億円、都道府県調整交付金6,808億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度(保険料軽減分)2,336億円を合算した1兆4,345億円を計上している。

3 地域経済基盤強化・雇用等対策費

地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業を含め、地域経済基盤強化・雇用等対策に必要な経費について、1兆4,950億円を計上している。

4 公 債 費

地方債の元利償還金は、13兆1,078億円(元金償還金10兆9,550億円、利払費2兆1,528億円)であり、前年度に比し、288億円(0.2%)増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成25年度末の地方債現在高は145兆5,006億円と見込まれ、前年度末に比し、3,126億円(0.2%)増加する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

									(単位 億円)		
平成25年度償還金(A)			平成24年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)					
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計			
109,550	21,528	131,078	108,297	22,493	130,790	1,253	△965	288			

(参考表) 地 方 債 見 込 現 在 高

					(単位 億円)	
平成24年度 末現在高 (A)	平 成 25 年 度			平成25年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増 減 額 (D)-(A)	
	発 行 額 (B)	償 還 額 (C)				
1,451,880	112,723	109,597		1,455,006	3,126	

(注)東日本大震災分の地方債を含む。

5 維持補修費

維持補修費の総額は、9,889億円であり、前年度に比し、222億円(2.3%)増加している。

6 投資的経費

投資的経費の総額は、10兆6,698億円であり、前年度に比し、2,286億円(2.1%)減少している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは5兆30億円を計上しており、前年度に比し1,600億円(3.1%)減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は5,874億円であり、前年度に比し、2億円(0.0%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆794億円であり、前年度に比し、684億円(1.3%)減少している。このうち、普通建設事業費は5兆271億円で、前年度に比し、630億円(1.2%)減少しており、災害復旧事業費は523億円で、前年度に比し、54億円(9.4%)減少している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	平成25年度 (A)			
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
1 特別会計				
(1) 治 水	567,271	120,197	22,224	709,692
河 川	354,340	75,877	—	430,217
砂 防	67,984	21,744	—	89,728
ダ ム	144,947	22,576	22,224	189,747
(2) 治 山	25,119	2,931	—	28,050
(3) 道 路 整 備	1,202,454	292,798	—	1,495,252
(4) 港 湾	141,011	48,861	410	190,282
(5) 空 港	70,051	2,054	—	72,105
計 (a)	2,005,906	466,841	22,634	2,495,381
2 一般会計				
(1) 海 岸	18,535	5,619	—	24,154
農 林	2,400	822	—	3,222
運 輸	7,180	2,197	—	9,377
建 設	8,955	2,600	—	11,555
(2) 都 市 環 境	18,519	1,732	—	20,251
(3) 農 業 農 村 整 備	107,093	16,224	—	123,317
(4) 森 林 水 産 基 盤	11,524	3,223	—	14,747
(5) 災 害 関 連	2,974	1,305	—	4,279
(6) 災 害 復 旧	7,743	3,630	27	11,400
河 川 等	6,350	3,044	27	9,421
港 湾	429	184	—	613
道 路	707	330	—	1,037
山 林 施 設 等	257	72	—	329
(7) 推 進 費 等	14,008	7,419	—	21,427
計 (b)	180,396	39,152	27	219,575
既往年度における農業農村整備負担金等	—	81,410	—	81,410
再 計 (c)	180,396	120,562	27	300,985
総 計 (a) + (c) (計画計上分)	2,186,302	587,403	22,661	2,796,366

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (d)	12,194	8,682	2,050	22,926
(a) + (b) + (d)	2,198,496	514,675	24,711	2,737,882

- (注) 1 一般会計分の国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額で
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(d)」の区分の金額は、「2一般会計」の「(3)農

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成24年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
552,382	115,037	24,275	691,694	14,889	5,160	△ 2,051	17,998
347,645	72,562	—	420,207	6,695	3,315	—	10,010
64,864	20,408	—	85,272	3,120	1,336	—	4,456
139,873	22,067	24,275	186,215	5,074	509	△ 2,051	3,532
30,227	2,207	—	32,434	△ 5,108	724	—	△ 4,384
1,184,602	301,512	—	1,486,114	17,852	△ 8,714	—	9,138
138,759	45,310	246	184,315	2,252	3,551	164	5,967
43,224	1,633	—	44,857	26,827	421	—	27,248
1,949,194	465,699	24,521	2,439,414	56,712	1,142	△ 1,887	55,967
18,154	5,805	—	23,959	381	△ 186	—	195
2,404	798	—	3,202	△ 4	24	—	20
7,004	2,287	—	9,291	176	△ 90	—	86
8,746	2,720	—	11,466	209	△ 120	—	89
19,417	1,953	—	21,370	△ 898	△ 221	—	△ 1,119
92,102	13,750	—	105,852	14,991	2,474	—	17,465
11,119	3,279	—	14,398	405	△ 56	—	349
2,596	1,121	—	3,717	378	184	—	562
9,129	4,272	21	13,422	△ 1,386	△ 642	6	△ 2,022
7,573	3,599	21	11,193	△ 1,223	△ 555	6	△ 1,772
583	268	—	851	△ 154	△ 84	—	△ 238
707	330	—	1,037	0	0	—	0
266	75	—	341	△ 9	△ 3	—	△ 12
9,209	2,107	—	11,316	4,799	5,312	—	10,111
161,726	32,287	21	194,034	18,670	6,865	6	25,541
—	89,660	—	89,660	—	△ 8,250	—	△ 8,250
161,726	121,947	21	283,694	18,670	△ 1,385	6	17,291
2,110,920	587,646	24,542	2,723,108	75,382	△ 243	△ 1,881	73,258
23,814	10,579	1,425	35,818	△ 11,620	△ 1,897	625	△ 12,892
2,134,734	508,565	25,967	2,669,266	63,762	6,110	△ 1,256	68,616

ある。

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

「業農村整備」の区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	70,256	70,110	140,366	75,613	75,285	150,898	△ 5,357	△ 5,175	△10,532
(2) 道路整備	56,736	44,857	101,593	45,453	38,863	84,316	11,283	5,994	17,277
(3) 港湾空港鉄道等	21,631	67,048	88,679	23,931	124,255	148,186	△ 2,300	△57,207	△59,507
(4) 住宅都市環境	11,414	15,432	26,846	10,170	15,011	25,181	1,244	421	1,665
(5) 生活環境施設整備	39,235	68,214	107,449	40,021	69,929	109,950	△ 786	△ 1,715	△ 2,501
(6) 農林水産基盤整備	278,346	214,176	492,522	135,351	106,796	242,147	142,995	107,380	250,375
(7) 社会資本総合整備	1,480,053	1,706,614	3,186,667	1,057,404	1,220,320	2,277,724	422,649	486,294	908,943
(8) 推進費等	60,730	63,647	124,377	74,863	87,610	162,473	△14,133	△23,963	△38,096
(9) 災害関連	13,580	9,273	22,853	8,592	6,865	15,457	4,988	2,408	7,396
小 計	2,031,981	2,259,371	4,291,352	1,471,398	1,744,934	3,216,332	560,583	514,437	1,075,020
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	34,640	△ 34,640	—	18,978	△ 18,978	—	15,662	△ 15,662	—
計 (a)	2,066,621	2,224,731	4,291,352	1,490,376	1,725,956	3,216,332	576,245	498,775	1,075,020
2 その他公共									
(1) 文教施設	73,395	85,444	158,839	73,853	74,980	148,833	△ 458	10,464	10,006
(2) 厚生労働施設	23,333	85,032	108,365	26,705	71,003	97,708	△ 3,372	14,029	10,657
(3) 小笠原諸島振興開発事業	862	709	1,571	862	765	1,627	0	△ 56	△ 56
(4) 防衛施設運営等関連施設	43,600	13,398	56,998	42,895	13,091	55,986	705	307	1,012
(5) 都道府県警察施設	24,264	24,263	48,527	22,042	22,042	44,084	2,222	2,221	4,443
(6) 消防施設等	1,904	2,393	4,297	722	1,128	1,850	1,182	1,265	2,447
(7) 過疎地域集落整備事業	203	284	487	203	284	487	0	0	0
(8) 防災集団移転促進事業等	44	15	59	44	15	59	0	0	0
(9) 離島振興特別事業	701	801	1,502	1,179	1,212	2,391	△ 478	△ 411	△ 889
(10) 農村振興対策事業	16,338	6,164	22,502	28,544	15,154	43,698	△12,206	△ 8,990	△21,196
(11) 地域自主戦略交付金	—	—	—	604,208	657,543	1,261,751	△604,208	△657,543	△1,261,751
(12) その他	184,754	147,847	332,601	164,884	50,380	215,264	19,870	97,467	117,337
小 計	369,398	366,350	735,748	966,141	907,597	1,873,738	△596,743	△541,247	△1,137,990
(13) 新産都市等に対する国庫負担かさ上げ額	66	△ 66	—	—	—	—	66	△ 66	—
計 (b)	369,464	366,284	735,748	966,141	907,597	1,873,738	△596,677	△541,313	△1,137,990
合計(a) + (b) (c)	2,436,085	2,591,015	5,027,100	2,456,517	2,633,553	5,090,070	△20,432	△42,538	△62,970

区 分	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	38,055	13,755	51,810	41,521	15,621	57,142	△ 3,466	△ 1,866	△ 5,332
(2) 文教施設	327	164	491	363	182	545	△ 36	△ 18	△ 54
計 (d)	38,382	13,919	52,301	41,884	15,803	57,687	△ 3,502	△ 1,884	△ 5,386
総計 (c) + (d)	2,474,467	2,604,934	5,079,401	2,498,401	2,649,356	5,147,757	△23,934	△44,422	△68,356

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、3兆2,548億円を計上しており、前年度に比し、674億円(2.0%)減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として3兆2,178億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成24年発生災害及び現年発生災害に係る平成25年度における復旧事業費として370億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は、1兆7,482億円を計上しており、前年度に比し、926億円(5.0%)減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として8,450億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創出に資する事業及びこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野(地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり)に係る事業を実施するため、地域活性化事業費として475億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)」及び「市町村の合併の特例に関する法律(現行合併特例法)」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として6,602億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として1,003億円を計上している。

オ 施設整備事業費(一般財源化分)

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費(一般財源化分)として952億円を計上している。

7 給与の臨時特例対応分

給与関係経費について国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うことと併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費について、緊急防災・減災事業費4,550億円及び地域の元気づくり事業費3,000億円の計7,550億円を計上している。

8 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆5,753億円であり、前年度に比し、837億円(3.1%)減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは1兆6,376億円であり、前年度に比し、448億円(2.7%)減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆2,529億円であり、前年度に比し、710億円(5.4%)減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			平成25年度(A)	平成24年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	263	266	△	3
2	交	通	事業	251	291	△	40
3	病	院	事業	4,877	4,977	△	100
4	下	水	道事業	6,175	6,668	△	493
5	その他の事業			963	1,037	△	74
	合 計			12,529	13,239	△	710

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,224億円であり、前年度に比し、127億円(1.0%)減少している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			平成25年度(A)	平成24年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	624	665	△	41
2	交	通	事業	499	871	△	372
3	病	院	事業	2,352	2,358	△	6
4	下	水	道事業	9,245	8,775		470
5	その他の事業			504	682	△	178
	合 計			13,224	13,351	△	127

9 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、1,000億円(15.4%)の増加を見込み、7,500億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、27兆6,428億円であり、前年度に比し、1,285億円(0.5%)増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で22兆5,634億円(前年度比1,969億円、0.9%増)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆271億円(前年度比630億円、1.2%減)、災害復旧事業費で523億円(前年度比54億円、9.3%減)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A 普通補助負担金等関係									
1 内閣府所管	63,103	31,377	94,480	63,805	30,649	94,454	△ 702	728	26
2 総務省所管	75,422	5,971	81,393	29,168	8,741	37,909	46,254	△2,770	43,484
3 法務省所管	2,040	—	2,040	3,528	—	3,528	△1,488	—	△1,488
4 外務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 財務省所管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 文部科学省所管	333,255	104,887	438,142	315,896	86,645	402,541	17,359	18,242	35,601
7 厚生労働省所管	6,724,230	8,877,140	15,601,370	6,616,161	8,577,600	15,193,761	108,069	299,540	407,609
8 農林水産省所管	66,194	5,774	71,968	72,375	5,334	77,709	△6,181	440	△5,741
9 経済産業省所管	37,603	5,482	43,085	21,371	3,259	24,630	16,232	2,223	18,455
10 国土交通省所管	20,169	18,438	38,607	20,212	18,857	39,069	△ 43	△ 419	△ 462
11 環境省所管	41,153	5,930	47,083	29,524	5,940	35,464	11,629	△ 10	11,619
12 防衛省所管	128	—	128	128	—	128	0	—	0
小計(1~12)	7,363,297	9,054,999	16,418,296	7,172,168	8,737,025	15,909,193	191,129	317,974	509,103
13 義務教育職員給与費	1,487,872	4,657,252	6,145,124	1,557,528	4,899,833	6,457,361	△ 69,656	△242,581	△312,237
計(1~13)	8,851,169	13,712,251	22,563,420	8,729,696	13,636,858	22,366,554	121,473	75,393	196,866
B 公共事業費補助負担金関係									
1 普通建設事業費	2,436,085	2,591,015	5,027,100	2,456,517	2,633,553	5,090,070	△ 20,432	△ 42,538	△ 62,970
2 災害復旧	38,382	13,919	52,301	41,884	15,803	57,687	△ 3,502	△ 1,884	△ 5,386
計(1~2)	2,474,467	2,604,934	5,079,401	2,498,401	2,649,356	5,147,757	△ 23,934	△ 44,422	△ 68,356
総計(A+B)	11,325,636	16,317,185	27,642,821	11,228,097	16,286,214	27,514,311	97,539	30,971	128,510

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	8,218,301	11,388,257	19,606,558
地方財政法第10条の2関係経費	707,957	570,466	1,278,423
地方財政法第10条の3関係経費	38,640	13,112	51,752
地方財政法第34条関係経費	1	—	1
総計	8,964,899	11,971,835	20,936,734

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	1,487,872	2,975,744	4,463,616
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	27,473	23,773	51,246
	4 生活保護に要する経費	2,859,486	953,162	3,812,648
	5 感染症の予防に要する経費	4,440	2,587	7,027
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,166	1,166	2,333
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	136,755	130,867	267,622
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	380,464	380,464	760,927
	10 婦人相談所に要する経費	897	897	1,794
	11 知的障害者の援護に要する経費	560,130	560,130	1,120,260
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	2,258,252	2,258,252
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	62,335	2,429,174	2,491,509
	14 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費	588,814	588,814	1,177,627
	15 児童手当に要する経費	1,431,099	628,218	2,059,316
	16 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	48,911	65,791	114,701
	17 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,157	291	1,449
	18 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	38,195	12,732	50,926
	19 児童扶養手当に要する経費	177,162	354,323	531,485
	20 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,363	2,363	4,727
	21 家畜伝染病予防に要する経費	2,308	1,772	4,081
	22 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	202	202	404

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
23	森林病虫害等の防除に要する経費	677	661	1,338
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	10,391	10,391	20,781
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	5,540	5,540	11,080
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	943	943	1,886
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	—	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	84	—	84
29	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費	389,427	—	389,427
	計	8,218,301	11,388,257	19,606,557
10の2 1～6	普通建設事業に要する経費	707,957	570,466	1,278,423
	計	707,957	570,466	1,278,423
10の3 1	災害救助事業に要する経費	200	200	400
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
3～9	災害復旧事業に要する経費	38,300	12,772	51,072
	計	38,640	13,112	51,752
34	引揚者への援護に要する経費	1	—	1
	計	1	—	1

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、2兆3,347億円であり、歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)			
		平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	震災復興特別交付税	6,198	6,855	△ 657	△ 9.6
II	国庫支出金	16,895	10,772	6,123	56.8
III	地方債	233	127	106	83.5
IV	雑収入	21	34	△ 13	△ 38.2
	歳入合計	23,347	17,788	5,559	31.3

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		平成25年度		平成24年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	6,198	26.5	6,855	38.5
2	国庫支出金	16,895	72.4	10,772	60.6
3	地方債	233	1.0	127	0.7
4	雑収入	21	0.1	34	0.2
	歳入合計	23,347	100.0	17,788	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、6,198億円である。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度			増 減 額		
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)	
当該年度震災復興特別交付税の加算 (a)	605,302	549,030	121,384	670,414	56,273	△	65,111
前年度からの年度調整分 (b)	14,500	136,500	—	136,500	△ 122,000	△	122,000
合 計(a)～(b)	619,802	685,530	121,384	806,914	△ 65,727	△	187,111

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

2 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1兆6,895億円である。

国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)
1 災害救助費等負担金	52,948	49,355	3,593
2 災害等廃棄物処理事業費補助金	118,366	295,842	△ 177,476
3 河川等災害復旧事業費補助	199,535	98,842	100,693
4 社会資本整備総合交付金	44,111	26,676	17,435
5 循環型社会形成推進交付金	8,194	17,620	△ 9,426
6 東日本大震災復興交付金	561,606	284,247	277,359
7 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	202,936	104,289	98,647
8 中小企業協同組合等共同施設等災害復旧補助金	25,006	49,967	△ 24,961
9 そ の 他	476,827	150,393	326,434
合 計	1,689,529	1,077,231	612,298

3 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、233億円であり、地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	
一 般 会 計 債	233	127		106
1 公 営 住 宅 建 設 事 業	233	123		110
2 一 般 単 独 事 業	—	4	△	4
一 般	—	4	△	4
合 計	233	127		106

(2) 地方債計画

平成25年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 平成25年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

		(単位 億円)		
区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	
一 一 般 会 計 債				
1 公 営 住 宅 建 設 事 業	233	123		110
2 災 害 復 旧 事 業	54	38		16
3 一 般 単 独 事 業	—	4	△	4
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	5	10	△	5
2 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	5	21	△	16
3 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	2	1		1
4 下 水 道 事 業	18	12		6
三 被 災 施 設 借 換 債	50	150	△	100
四 特 定 被 災 地 方 公 共 団 体 借 換 債	1,830	—		1,830
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(—)	(8)	(△)	8
計	(—)	(8)	(△)	8
総 計	2,197	359		1,838
内 訳				
普通会計分	233	127		106
公営企業会計等分	(280)	(—)	(△)	280
	1,684	232		1,452

資 金 区 分			
公 的 資 金			
財 政 融 資 資 金	231	129	102
地方公共団体金融機構資金	1,966	230	1,736
(国の予算等貸付金)	(一)	(8)	(△ 8)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 2 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 3 国の予算から貸し付けられる貸付金及びこれを受けて事業を実施する場合において発行する一般事業債

(備考)

- 1 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 2 「内訳」欄の()書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

4 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入、貸付金の回収金及び農地農林施設に係る受益者負担金分を21億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、2兆3,347億円であり、歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額		増減率	
			(A) - (B)		(%)	
I 給与関係経費	121	145	△ 24	△	16.6	
II 一般行政経費	6,829	9,496	△ 2,667	△	28.1	
1 国庫補助負担金等を伴うもの	5,283	6,805	△ 1,522	△	22.4	
2 国庫補助負担金を伴わないもの	1,546	2,691	△ 1,145	△	42.5	
III 公債費	18	33	△ 15	△	45.5	
IV 投資的経費	16,255	8,091	8,164		100.9	
1 直轄事業負担金	534	555	△ 21	△	3.8	
2 公共事業費	15,211	6,836	8,375		122.5	
3 一般事業費	510	700	△ 190	△	27.1	
V 公営企業繰出金	124	23	101		439.1	
歳出合計	23,347	17,788	5,559		31.3	

第7表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 24	△ 23	III 公債費	△ 15	△ 15
1 職員数による増減	△ 17	△ 17	VI 投資的経費	8,164	1,049
2 その他	△ 7	△ 6	1 直轄事業負担金	△ 21	△ 21
II 一般行政経費	△ 2,667	△ 1,676	2 公共事業費	8,375	1,260
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△ 1,522	△ 531	3 一般事業費	△ 190	△ 190
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 1,145	△ 1,145	V 公営企業繰出金	101	101
			歳出増減額の合計	5,559	△ 564

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成25年度		平成24年度	
	計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 給与関係経費	121	0.5	145	0.8
2 一般行政経費	6,829	29.3	9,496	53.4
3 公債費	18	0.1	33	0.2
4 投資的経費	16,255	69.6	8,091	45.5
5 公営企業繰出金	124	0.5	23	0.1
歳出合計	23,347	100.0	17,788	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、121 億円である。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について前年度と同数の 1,000 人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、78 億円となり、前年度に比し、4 億円減少している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し 210 人減員の 540 人を見込むことにより、43 億円となり、前年度に比し、20 億円減少している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、6,829 億円である。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、5,283 億円である。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
災害等廃棄物処理事業費補助金	118,366	17,073	135,439	295,842	57,793	353,635	△177,476	△40,720	△218,196
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	202,936	—	202,936	104,289	—	104,289	98,647	—	98,647
中小企業協同組合等共同施設等災害復旧費補助金	25,006	12,503	37,509	49,966	24,983	74,949	△24,960	△12,480	△37,440
災害救助費等負担金	52,948	8,391	61,339	49,355	5,484	54,839	3,593	2,907	6,500
そ の 他	67,732	23,349	91,081	66,685	26,151	92,836	1,047	△2,802	△1,755
合 計	466,988	61,316	528,304	566,137	114,411	680,548	△99,149	△53,095	△152,244

- (2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、1,546億円を計上している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分663億円、条例減免分110億円、「東日本大震災復興特別区域法」等に基づく特例措置分122億円を合算した895億円を計上している。

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費等651億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元利償還金は、18億円である。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成25年度償還金(A)			平成24年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)		
元	利	計	元	利	計	元	利	計
—	18	18	—	33	33	—	△ 15	△ 15

4 投資的経費

投資的経費の総額は、1兆6,255億円である。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は534億円である。

国の直轄事業費の内訳は第11表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1兆5,211億円である。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

(3) 一般事業費

一般事業費は、510億円を計上している。

第11表 直 轄 事 業 費 の 内 訳

(単位 百万円)

区 分	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	
河 川 改 修 費	4,385	1,816	6,201	9,412	4,510	13,922	△5,027	△2,694	△7,721
地 域 連 携 推 進 事 業 費	124,400	35,600	160,000	108,808	31,192	140,000	15,592	4,408	20,000
港 湾 改 修 費	14,617	9,758	24,375	14,290	9,825	24,115	327	△ 67	260
河 川 等 災 害 復 旧 費	18,572	563	19,135	54,187	4,366	58,553	△35,615	△3,803	△39,418
そ の 他	58,509	5,613	64,122	39,244	5,621	44,865	19,265	△ 8	19,257
合 計	220,483	53,350	273,833	225,941	55,514	281,455	△5,458	△2,164	△7,622

第12表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
循環型社会形成推進交付金	8,194	12,103	20,297	17,620	32,509	50,129	△9,426	△20,406	△29,832
社会資本整備総合交付金	44,111	37,894	82,005	26,676	24,211	50,887	17,435	13,683	31,118
東日本大震災復興交付金	561,606	135,072	696,678	284,247	71,051	355,298	277,359	64,021	341,380
河川等災害復旧事業費補助	199,535	12,249	211,784	98,842	8,129	106,971	100,693	4,120	104,813
そ の 他	407,020	103,378	510,398	81,547	38,760	120,307	325,473	64,618	390,091
合 計	1,220,466	300,696	1,521,162	508,932	174,660	683,592	711,534	126,036	837,570

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、124億円である。

事業別の内訳は第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

区 分	(単位 億円)		
	平成25年度(A)	平成24年度(B)	増減額(A)－(B)
1 水 道 事 業	8	20	△ 12
2 下 水 道 事 業	115	2	113
3 市 場 事 業	1	1	0
合 計	124	23	101

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、2兆557億円である。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
災害救助費等負担金	52,948	5,883	58,831	49,355	5,484	54,839	3,593	399	3,992
災害等廃棄物処理事業費補助金	118,366	17,073	135,439	295,842	57,793	353,635	△177,476	△40,720	△218,196
河川等災害復旧事業費補助	199,535	12,249	211,784	98,842	8,129	106,971	100,693	4,120	104,813
社会資本整備総合交付金	44,111	37,894	82,005	26,676	24,211	50,887	17,435	13,683	31,118
循環型社会形成推進交付金	8,194	12,103	20,297	17,620	32,509	50,129	△9,426	△20,406	△29,832
東日本大震災復興交付金	561,606	135,072	696,678	284,247	71,051	355,298	277,359	64,021	341,380
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	202,936	—	202,936	104,289	—	104,289	98,647	—	98,647
中小企業協同組合等共同施設等災害復旧費補助金	25,006	12,503	37,509	49,966	24,983	74,949	△24,960	△12,480	△37,440
その他の	476,827	133,385	610,212	150,393	127,057	277,450	326,434	6,328	332,762
合 計	1,689,529	366,162	2,055,691	1,077,230	351,217	1,428,447	612,299	14,945	627,244

第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	2,966	4,633	7,599
地方財政法第10条の2関係経費	41,911	30,534	72,445
地方財政法第10条の3関係経費	520,725	33,780	554,504
地方財政法第34条関係経費	—	—	—
総 計	565,602	68,947	634,548

2 内訳表

地方財政法 条 号	事 項 名	(単位 百万円)		
		国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	2,075	4,150	6,225
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	—	—	—
	4 生活保護に要する経費	—	—	—
	5 感染症の予防に要する経費	—	—	—
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	—	—	—
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	—	—	—
9	身体障害者の更生援護に要する経費	—	—	—
10	婦人相談所に要する経費	—	—	—
11	知的障害者の援護に要する経費	—	—	—
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
14	児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費	—	—	—
15	児童手当に要する経費	—	—	—
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	—	—	—
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	—	—	—
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	—	—	—
19	児童扶養手当に要する経費	—	—	—
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	—	—	—
21	家畜伝染病予防に要する経費	—	—	—
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	—	—	—
23	森林病虫害等の防除に要する経費	—	—	—
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	483	483	966
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	—	—	—
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法

条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	408	—	408
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	—	—	—
29	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費	—	—	—
	計	2,966	4,633	7,599
10の2 1～6	普通建設事業に要する経費	41,911	30,534	72,445
	計	41,911	30,534	72,445
10の3 1	災害救助事業に要する経費	52,948	5,883	58,831
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	—	—	—
3～9	災害復旧事業に要する経費	467,777	27,897	495,674
	計	520,725	33,780	554,504
34	引揚者への援護に要する経費	—	—	—
	計	—	—	—

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、2,031億円であり、歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第17表のとおりである。

第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分		(単位 億円)			
		平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	地方税	123	—	123	皆増
II	一般財源充当分	130	96	34	35.4
III	国庫支出金	800	2,059	△ 1,259	△ 61.1
IV	地方債	973	4,173	△ 3,200	△ 76.7
V	雑収入	5	1	4	400.0
	歳入合計	2,031	6,329	△ 4,298	△ 67.9

第17表 歳入の構成比

区 分		(単位 億円)			
		平成25年度		平成24年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地方税	123	6.1	—	—
2	一般財源充当分	130	6.4	96	1.5
3	国庫支出金	800	39.4	2,059	32.5
4	地方債	973	47.9	4,173	66.0
5	雑収入	5	0.2	1	0.0
	歳入合計	2,031	100.0	6,329	100.0

(二) 歳入の概要

1 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額として123億円を計上している。

2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として130億円を計上している。

なお、平成25年度までの一般財源充当分の累計額は226億円である。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、800億円である。

国庫支出金の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 国庫支出金の内訳

		(単位 百万円)		
区	分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A) - (B)
1	防災対策等推進公立学校施設整備費負担金	26,547	21,192	5,355
2	防災対策等推進学校施設環境改善交付金	40,198	45,553	△ 5,355
3	社会資本整備総合交付金	10,278	107,672	△ 97,394
4	その他の他	2,937	31,438	△ 28,501
	合 計	79,960	205,855	△ 125,895

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、973億円であり、地方債の事業別内訳は、第19表のとおりである。

第19表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区	分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債	973	4,173	△ 3,200
1	公営住宅建設事業	—	178	△ 178
2	旧緊急防災・減災事業	—	3,995	△ 3,995
3	全国防災事業	973	—	973
	合 計	973	4,173	△ 3,200

(2) 地方債計画

平成25年度地方債計画は、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

**参考表 平成25年度地方債計画
(東日本大震災分)**

全国防災事業

		(単位 億円)		
区	分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	公営住宅建設事業	—	178	△ 178
2	旧緊急防災・減災事業	—	3,995	△ 3,995
3	全国防災事業	973	—	973
二	公営企業債			
1	水道事業	—	216	△ 216
2	工業用水道事業	—	1	△ 1
3	下水道事業	—	156	△ 156
	総計	973	4,546	△ 3,573
	内〔普通会計分	973	4,173	△ 3,200
	訳〕公営企業会計等分	—	373	△ 373
資	金区分			
	公的資金			
	財政融資資金	820	2,553	△ 1,733
	地方公共団体金融機構資金	153	1,993	△ 1,840

その他同意等の見込まれる項目

上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

5 雑収入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入5億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、2,031億円であり、歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第20表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第21表のとおりであり、歳出の構成比は、第22表のとおりである。

第20表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増 減 額		増 減 率	
			(A) - (B)	(%)		
I 一般行政経費	—	120	△	120		皆減
1 国庫補助負担金等を伴うもの	—	70	△	70		皆減
2 国庫補助負担金を伴わないもの	—	50	△	50		皆減
II 公 債 費	258	30		228		760.0
III 投資的経費	1,773	5,743	△	3,970	△	69.1
1 直轄事業負担金	76	195	△	119	△	61.0
2 公共事業費	1,697	4,198	△	2,501	△	59.6
3 一般事業費	—	1,350	△	1,350		皆減
IV 公営企業繰出金	—	436	△	436		皆減
歳出合計	2,031	6,329	△	4,298	△	67.9

第21表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 一般行政経費	△ 120	△ 67	II 公 債 費	228	228
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△ 70	△ 17	III 投資的経費	△ 3,970	△ 2,763
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 50	△ 50	1 直轄事業負担金	△ 119	△ 119
			2 公共事業費	△ 2,501	△ 1,294
			3 一般事業費	△ 1,350	△ 1,350
			IV 公営企業繰出金	△ 436	△ 436
			歳出増減額の合計	△ 4,298	△ 3,038

第22表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成25年度		平成24年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 一般行政経費	—	—	120	1.9
2 公 債 費	258	12.7	30	0.5
3 投資的経費	1,773	87.3	5,743	90.7
4 公営企業繰出金	—	—	436	6.9
歳 出 合 計	2,031	100.0	6,329	100.0

(二) 歳出の概要

1 公 債 費

地方債の元利償還金は、258億円であり、地方債の利子及び元金償還金は、第23表のとおりである。

第23表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成25年度償還金(A)			平成24年度償還金(B)			増 減 額 (A)－(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
47	211	258	—	30	30	47	181	228

2 投資的経費

投資的経費の総額は、1,773億円である。なお、当該経費に係る地方負担分(973億円)は、地方公務員給与費の臨時特例に対応するものである。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は76億円である。

国の直轄事業費の内訳は第24表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1,697億円である。

公共事業費の内訳は、第25表のとおりである。

第24表 直轄事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫	地方	計	国庫	地方	計	国庫	地方	計
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	
防災対策推進河川改修費	14,308	4,943	19,251	24,303	8,066	32,369	△9,995	△3,123	△13,118
道路維持管理費	8,980	—	8,980	24,096	—	24,096	△15,116	—	△15,116
港湾改修費	—	—	—	13,005	6,893	19,898	△13,005	△6,893	△19,898
海岸保全施設整備事業費	4,152	918	5,070	3,318	1,006	4,324	834	△ 88	746
かんがい排水事業費	—	—	—	4,211	710	4,921	△4,211	△ 710	△4,921
その他の	4,029	1,741	5,770	21,382	2,824	24,206	△17,353	△ 1,083	△18,436
合 計	31,469	7,602	39,071	90,315	19,499	109,814	△58,846	△11,897	△70,743

第25表 公共事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成25年度(A)			平成24年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫	地方	計	国庫	地方	計	国庫	地方	計
	補助負 担額等	負担額		補助負 担額等	負担額		補助負 担額等	負担額	
防災対策等推進公立学校施設整備費負担金	26,547	25,313	51,860	21,192	20,339	41,531	5,355	4,974	10,329
防災対策等推進学校施設環境改善交付金	40,198	52,042	92,240	45,553	72,848	118,401	△5,355	△20,806	△26,161
社会資本整備総合交付金	10,278	10,127	20,405	107,672	105,558	213,230	△97,394	△95,431	△192,825
その他の	2,936	2,248	5,184	26,160	20,431	46,591	△23,224	△18,183	△41,407
合 計	79,959	89,730	169,689	200,577	219,176	419,753	△120,618	△129,446	△250,064

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、1,697億円である。その内訳は、第26表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第27表のとおりである。

第26表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	平成25年度(A)			平成24年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A) - (B)		
	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
	防災対策等推進公立学校施設整備費負担金	26,547	25,313	51,860	21,192	20,339	41,531	5,355	4,974
防災対策等推進学校施設環境改善交付金	40,198	52,042	92,240	45,553	72,848	118,401	△5,355	△20,806	△26,161
社会資本整備総合交付金	10,278	10,127	20,405	107,672	105,558	213,230	△97,394	△95,431	△192,825
そ の 他	2,936	2,248	5,184	31,438	85,281	116,719	△28,502	△83,033	△111,535
合 計	79,959	89,730	169,689	205,855	284,026	489,881	△125,896	△194,296	△320,192

第27表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	26,547	25,313	51,860
地方財政法第10条の2関係経費	4,957	3,768	8,725
地方財政法第10条の3関係経費	—	—	—
地方財政法第34条関係経費	—	—	—
総 計	31,504	29,081	60,585

2 内訳表

地方財政法 条 号	事 項 名	(単位 百万円)		
		国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	—	—	—
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	26,547	25,313	51,860
	4 生活保護に要する経費	—	—	—
	5 感染症の予防に要する経費	—	—	—
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	—	—	—
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	—	—	—
9	身体障害者の更生援護に要する経費	—	—	—
10	婦人相談所に要する経費	—	—	—
11	知的障害者の援護に要する経費	—	—	—
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	—	—	—
14	児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費	—	—	—
15	児童手当に要する経費	—	—	—
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	—	—	—
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	—	—	—
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	—	—	—
19	児童扶養手当に要する経費	—	—	—
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	—	—	—
21	家畜伝染病予防に要する経費	—	—	—
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	—	—	—
23	森林病虫害等の防除に要する経費	—	—	—
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	—	—	—
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	—	—	—
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	—	—	—
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	—	—	—

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	—	—	—
29	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費	—	—	—
	計	26,547	25,313	51,860
10の2 1~6	普通建設事業に要する経費	4,957	3,768	8,725
	計	4,957	3,768	8,725
10の3 1	災害救助事業に要する経費	—	—	—
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	—	—	—
3~9	災害復旧事業に要する経費	—	—	—
	計	—	—	—
34	引揚者への援護に要する経費	—	—	—
	計	—	—	—

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。